

SC 調 G20-052 号

2020年11月13日

お取引先各位

日本アビオニクス株式会社
サプライチェーン推進本部
調達部長 石田 有一

調達コンプライアンス遵守のご協力依頼

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当社生産活動に対し格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では調達取引におけるコンプライアンスを推進しております。貴社におかれましても、コンプライアンス徹底のご協力を改めてご依頼申し上げますと共に、当社の相談窓口（名称：Avio コンプライアンスホットライン）を再度ご連絡させていただきます。調達取引に関しお気づきの点がございましたら、ご遠慮なく調達グループ/上記相談窓口をご活用頂きますよう、ご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となるお取引

貴社と、当社（日本アビオニクス）及び福島アビオニクスとの調達取引全般

2. コンプライアンス違反となる事象例

- 正式な注文書または注文内示書によらない、当社の調達部門以外からの口頭または文書による注文・作業着手依頼等の内示行為
※当社では、注文または作業着手依頼を行う際は、注文書または注文内示書を発行する規定となっています。やむを得ず緊急対応を依頼する場合でも、翌営業日には必ず上記の書面を交付する規定があります。
- 支払期日の遅延行為
※支払漏れ防止のため、突発的な作業支援等で発生した費用に対するお見積等は、必ず調達部門宛にご提出ください。
- 物品納入予定や作業予定の無い注文（カラ注文）の受諾依頼
- 請負取引における、貴社あるいは貴社の再委託作業員に対する、当社あるいは Avio グループ会社社員からの直接的な指揮命令

3. 依頼事項

上記に記載致しました事象例など、コンプライアンス上ご懸念の点やお気付きの点がございましたら、日本アビオニクス㈱ 調達グループの購買担当者、またはコンプライアンス相談・申告窓口（名称：Avio コンプライアンスホットライン）の専用Eメールアドレス宛にご相談・ご連絡を頂けますようお願いいたします。

【コンプライアンス相談・申告窓口（名称：Avio コンプライアンスホットライン）】

専用Eメール：aviohotline@dm.avio.co.jp（本窓口は当社の監査本部に設置されております）

※頂いた内容はプライバシーに十分配慮し、ご本人又は貴社が不利益な取扱いを受けることは一切ございません。ご希望により、会社名・お名前は相談窓口までに留め、当社内での報告時は匿名にすることも可能です。

少しでも疑問な点がありましたら、遠慮なくご相談ください

4. 本件に対するお問い合わせ先

日本アビオニクス㈱ サプライチェーン推進本部 調達グループ 進藤 大

Eメール：shindou-d@avio.co.jp

電話：045-304-8159

以上